

奈良県告示第百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和五年六月二十三日

奈良県知事 山下 真

馬場 裕介	勝良 真由美	施術者の氏名
葛城市北道穂一九四一八	かつら鍼灸あんまマッサージ院 北葛城郡広陵町大字萱野六〇〇一五	施術所の名称及び所在地
令和五年六月一日	令和五年六月一日	指定年月日